

飯塚市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱

平成29年6月30日

飯塚市告示第197号

改正 R3-96

(趣旨)

第1条 この告示は、震災に強いまちづくりに資するため、木造戸建て住宅の耐震改修の実施に要する費用の一部を補助することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R3-96一改)

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)をいう。
- (3) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法(ツーバイフォー工法をいう。)で建築された木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。ただし、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。
- (4) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が住宅の耐震改修が必要と認める者で、耐震改修工事を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) この補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本市の市税等(国民健康保険税を含む。)の滞納がないこと。
- (3) 飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条に規定する暴力団

員でない者又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当しない施行者のうち同項第2号に該当するものについて、市長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(R3-96一改)

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築し、又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)。
- (3) この補助金の交付を過去に受けて改修されたものでないこと。
- (4) 現に居住者がいること、又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。
- (5) 耐震改修工事により建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(R3-96一改・繰上)

(交付の対象となる費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事に要する費用とする。

(R3-96繰上)

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、耐震改修工事に要する費用の23パーセントに相当する額とし、30万円を上限とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(R3-96一改・繰上)

(耐震改修工事の事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(R3-96繰上)

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、書面により市長に申請しなければならない。

(R3-96一改・繰上)

(補助金の交付又は不交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付を決定したときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができるものとする。

4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち補助対象工事に着手しなければならない。

(R3-96一改・繰上)

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合において、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとみなす。

(R3-96一改・繰上)

(補助事業の内容の変更)

第11条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額を超えて交付を受けようとするときその他市長が必要と認めるときは、書面により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を書面により交付決定者に通知するものとする。

(R3-96一改・繰上)

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業の実施は、補助金の交付決定後(前条第2項の規定により交付変更の申請を行う者は、同条第3項の規定による審査結果の通知後)に行わなければならない。

(R3-96一改・繰上)

(検査等)

第13条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、職員に検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(R3-96一改・繰上)

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、書面により市長に報告しなければならない。

(R3-96一改・繰上)

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により交付決定者に通知するものとする。

(R3-96一改・繰上)

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、書面により補助金の交付を請求するものとする。

(R3-96一改・繰上)

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(R3-96一改・繰上)

(補助金交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項(第3号を除く。)の規定は、第16条に定める補助金の額の確定を行った後に

においても適用する。

- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により交付決定者に対し通知するものとする。

(R3-96一改・繰上)

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、書面により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(R3-96一改・繰上)

(書類の整備及び保存)

第20条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(R3-96繰上)

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

(R3-96繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年8月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定により、既に交付の決定を受けた補助金については、同日後も、なお、その効力を有する。

(R3-96一改)

附 則(令和3年3月31日 告示第96号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定については、告示の日から施行する。